

平成30年7月

投資家の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成30年7月23日時点の受益者の皆様を対象に、下記の通り信託終了（繰上償還）に関する異議申立ての受付を行っております。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成18年4月25日の設定以来、イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成30年5月末時点の受益権口数が約13億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回っており、今後は効率的な運用を継続することが困難になる状況が見込まれるため、信託約款の規定に基づき信託の終了を予定しております。

2. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

① 公告日	: 平成30年7月23日
② 異議申立て期間	: 平成30年7月23日～平成30年8月22日
③ 信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	: 平成30年8月23日
④ 買取請求期間	: 平成30年8月30日～平成30年9月18日
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 平成30年9月28日

平成30年7月23日から平成30年8月22日までの期間に異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成30年7月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成30年9月28日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）します。

なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成30年7月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

異議申立ての結果は、平成30年8月23日以降、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のホームページ（<http://www.eastspring.co.jp/>）でご確認いただけます。

以上